

北方四島周辺水域操業船への銃撃事案の経過

■ 1月29日（金）

- ① 13時15分頃、日口の政府間協定に基づき国後島沖で操業していた、すけとうだら刺し網漁船2隻から所属の羅臼漁業協同組合に対し「接近してきたヘリコプターからの照明弾の発射を確認したため、停船している」旨の連絡。（別図参照）
 - ◎ 照明弾の発射を通報した漁船
 - ・ 第五十八孝丸（19トン）
 - ・ 第六十三清美丸（19トン）
- ② 16時頃、当該2隻から羅臼漁協に対し「ヘリコプターが飛び去ったことから、羅臼漁港へ向け航行を開始する」旨の連絡。
- ③ 20時35分頃、羅臼漁港に帰港。

■ 1月30日（土）

- ① 海上保安部により2隻の実況検分を実施。
- ② 当該2隻に銃撃を受けたような痕が発見されたため、更に事情聴取を実施。
 - ◎ 銃痕箇所数
 - ・ 第五十八孝丸（15箇所）
 - ・ 第六十三清美丸（5箇所）
- ③ ロシア連邦保安庁サハリン沿岸国境警備局はホームページ上で「当該2隻が政府間の協定に違反していた」旨を公表。

■ 2月1日（月）

- ① 道水産林務部長がサープリン在札幌ロシア連邦総領事と面会し、次の2点について申し入れ。
 - ・ 銃撃など今般のロシア側の措置は人命の損失につながりかねないものである。
 - ・ 同様の事案が二度と発生しないよう、関係当局に対し徹底するよう強く求める。

■ 2月2日（火）

- ① 2隻のVMS位置データについて4時間30分程度、データの受信がないことが判明。

連絡先

水産林務部水産局漁業管理課

参事 滝沢 陽一

TEL ダイヤルイン

011-204-5487

内線 28-402